

修 理 見 積 書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※福津市が発行する「り災証明書」に基づき、該当する被害程度に○を付けてください。

見積金額 (総工事費) 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額 (応急修理分) (※1) 円 (消費税込)

見積金額 (被災者負担分) 円 (消費税込)

工事名称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)	備考
①	円	円	
②	円	円	
③	円	円	
④	円	円	
⑤	円	円	
⑥	円	円	
合 計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

＜限度額＞全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：739,000円の範囲内

準半壊の場合：358,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

福津市長 様

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	
工事請負契約書第48条の3（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号について、下記の該当する□に✓してください。 ※暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。	
☐ いずれにも該当しません。	
☐ いずれかに該当します。→契約できません。	

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

現住所	
氏 名	

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名
福津市		

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど
の交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待
するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

【工事請負契約書】(抜粋)

第7条の2 受注者は、福津市指名停止等措置要綱(平成17年福津市告示第6号)に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

2 受注者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除(受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求めることができる。

第48条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。